

第5期障がい福祉計画を作るための国の基本指針の基本的理念と基本的な考え方について

国の基本指針（意識）

市の障がい福祉計画（現行）

基本的理念

- ①障がい者が自ら決めることへの尊重と意思を決定することへの支援。
- ②障がいの種類に寄らない一元的な障がい福祉サービスの実施
- ③施設などへの入所から地域での生活への移行、地域で生活することを続けるための支援、就労への支援をするためのサービスを提供する体制の整備
- ④（新）地域共生社会の実現
- ⑤（新）障がい児の健やかな育成のための発達支援

- ①障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②一元的な障がい福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

基本的な考え方

- ①障がい福祉サービスを提供する体制の確保
 - ・訪問系サービスの保障
 - ・日中活動系サービスの保障
 - ・グループホーム等の充実と地域生活支援拠点の整備
 - ・一般就労への移行等の推進
- ②相談支援を提供する体制の確保
- ③（新）障がい児支援の提供体制の確保

- ①どこでも必要な訪問系サービスを保障
- ②希望する障がい者に日中活動系サービスを保障
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤各種ニーズに対応する相談支援体制の構築
- ⑥障害児通所支援及び障害児入所支援の充実